

(案)

第3回札幌市災害時医療体制 検討委員会	資料 3-4
平成30年9月4日	

札幌市災害基幹病院指定要領

平成8年9月6日  
(衛生局長決裁)

札幌市災害時基幹病院制度実施要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき札幌市災害時基幹病院指定要領（以下「要領」という。）を下記のとおり定める。

記

（目的）

第1条 この要領は、札幌市災害基幹病院（以下「基幹病院」という。）の指定手続を明確化することにより、要綱が円滑に運用されることを目的とする。

（選定）

第2条 札幌市長（以下「市長」という。）は、別表に該当する病院の中から、次のことを配慮し選定する。

- (1) 札幌市の地域防災計画上必要と考えられる場所に位置していること。
- (2) ヘリポートあるいはヘリコプター離着陸スペースを確保できること。
- (3) 札幌市内の地域バランスを考慮し、原則、1区に1病院以上を指定すること。

（指定）

第3条 市長は、前条の規定により選定した病院から承諾を得たときは、当該病院を基幹病院に指定する。

（解除）

第4条 市長は、基幹病院が指定対象病院に該当しなくなつたとき、あるいは、止むを得ない事情により基幹病院から指定辞退の申し出があつたとき、若しくは、その他必要と認めるときには、指定を解除する。

（通知）

第5条 市長は、基幹病院を指定したとき、あるいは、基幹病院の指定を解除したときには、当該病院に対し指定通知書、あるいは指定解除通知書によりその旨を通知する。

（基幹病院台帳の整備）

第6条 市長は、基幹病院について必要な情報を備えた台帳を整備する。

附 則

この要領は、平成8年9月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

別表 指定対象病院

指定対象となる病院は、札幌市内の病院のうち、災害時に24時間体制による緊急手術が可能な外科・整形外科等の診療科目を有し、次の各号の一に該当する病院であること。

一	国が開設する病院
二	医療法（昭和23年7月30日 法律第205号）第31条に規定する公的医療機関である病院
三	救急病院等を定める省令（昭和39年2月20日 厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院
四	救急2次・3次医療機関制度参画病院